

平成 21 年 2 月 12 日  
(社) 日本監査役協会

## 「第 2 回 財務報告に係る内部統制報告制度に関する インターネット・アンケート」調査結果 [速報]

社団法人日本監査役協会は、平成 20 年 2 月に続き、平成 20 年 12 月 17 日から平成 21 年 1 月 16 日にかけて、インターネットを利用し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」について、証券取引市場に上場している会員 2,885 社を対象としたアンケート調査を実施した。有効回答数 1,497 社、回答率 51.9%。

調査概要及び結果は以下のとおり。

なお、当協会では、本調査結果について財務報告内部統制委員会を中心にさらに分析を進め、その結果をとりまとめた最終報告書を後日公表する予定である。

### 調査概要

1. 調査目的 金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」について、会員各社の対応進捗状況の実態を把握するため。
2. 調査期間 平成 20 年 12 月 17 日(水)～平成 21 年 1 月 16 日(金)
3. 対象社数 日本監査役協会の会員のうち上場会社 (2,885 社)
4. 回答社数 1,497 社 (回答率 51.9%)
5. 対象会社及び回答会社の上場区分

(カッコ内は平成 20 年 2 月実施の第 1 回調査結果)

調査対象会社 2,885 社の上場区分		回答会社 1,497 社の上場区分	
新興市場(東証マザーズ、ジャスダック、大証ヘラクレス)上場会社	その他市場(東証 1 部・2 部、大証 1 部・2 部、その他市場)上場会社	新興市場(東証マザーズ、ジャスダック、大証ヘラクレス)上場会社	その他市場(東証 1 部・2 部、大証 1 部・2 部、その他市場)上場会社
703 社 (680 社)	2,182 社 (2,171 社)	299 社 (317 社)	1,198 社 (1,139 社)

## 調査結果

前回調査時から5ポイント以上の増減があった回答には、下線を付している。

### I 会社の基本属性

#### F1 資本金

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 1億円以下	1 (1)	0.1 (0.1)	1 (1)	0.3 (0.3)	0 (0)	0.0 (0.0)
2. 1億円超～5億円未満	62 (66)	4.1 (4.5)	50 (55)	16.7 (17.4)	12 (11)	1.0 (1.0)
3. 5億円以上～10億円未満	144 (147)	9.6 (10.1)	89 (87)	29.8 (27.4)	55 (60)	4.6 (5.3)
4. 10億円以上～30億円未満	351 (349)	23.4 (24.0)	103 (113)	34.4 (35.6)	248 (236)	20.7 (20.7)
5. 30億円以上～50億円未満	203 (188)	13.6 (12.9)	28 (31)	9.4 (9.8)	175 (157)	14.6 (13.8)
6. 50億円以上～100億円未満	247 (240)	16.5 (16.5)	20 (19)	6.7 (6.0)	227 (221)	18.9 (19.4)
7. 100億円以上～200億円未満	208 (192)	13.9 (13.2)	5 (7)	1.7 (2.2)	203 (185)	16.9 (16.2)
8. 200億円以上～500億円未満	146 (154)	9.8 (10.6)	3 (3)	1.0 (0.9)	143 (151)	11.9 (13.3)
9. 500億円以上～1,000億円未満	61 (56)	4.1 (3.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	61 (56)	5.1 (4.9)
10. 1,000億円以上	74 (63)	4.9 (4.3)	0 (1)	0.0 (0.3)	74 (62)	6.2 (5.4)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## F2 「親会社・子会社」の有無

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 親会社はあるが、子会社はない	38 (28)	2.5 (1.9)	20 (16)	6.7 (5.0)	18 (12)	1.5 (1.1)
2. 親会社はないが、子会社はある	1,152 (1,097)	77.0 (75.3)	182 (195)	60.9 (61.5)	970 (902)	81.0 (79.2)
3. 親会社も子会社もある	221 (239)	14.8 (16.4)	56 (58)	18.7 (18.3)	165 (181)	13.8 (15.9)
4. 親会社も子会社もない	86 (92)	5.7 (6.3)	41 (48)	13.7 (15.1)	45 (44)	3.8 (3.9)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## F3 純粋持株会社か否か

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 純粋持株会社である	171 (167)	11.4 (11.5)	37 (42)	12.4 (13.2)	134 (125)	11.2 (11.0)
2. 純粋持株会社ではない	1,326 (1,289)	88.6 (88.5)	262 (275)	87.6 (86.8)	1,064 (1,014)	88.8 (89.0)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

#### F4 上場区分

(カッコ内は平成 20 年 2 月実施の第 1 回調査結果)

	全体	
	回答数(社)	(%)
1. 東証1部上場	888 (835)	59.3 (57.3)
2. 東証2部上場	177 (175)	11.8 (12.0)
3. 東証マザーズ上場	44 (48)	2.9 (3.3)
4. ジャスダック上場	218 (233)	14.6 (16.0)
5. 大証1部単独上場	15 (16)	1.0 (1.1)
6. 大証2部単独上場	62 (66)	4.1 (4.5)
7. 大証ヘラクレス上場	37 (36)	2.5 (2.5)
8. その他上場	56 (47)	3.7 (3.2)
回答社数	1,497 (1,456)	

#### F5 監査役設置会社か委員会設置会社か

(カッコ内は平成 20 年 2 月実施の第 1 回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 監査役設置会社	1,468 (1,419)	98.1 (97.5)	297 (314)	99.3 (99.1)	1,171 (1,105)	97.7 (97.0)
2. 委員会設置会社	29 (37)	1.9 (2.5)	2 (3)	0.7 (0.9)	27 (34)	2.3 (3.0)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## F6 会社法上の会社区分

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 大会社	1,437 (1,392)	96.0 (95.6)	251 (263)	83.9 (83.0)	1,186 (1,129)	99.0 (99.1)
2. 大会社以外の会社	60 (64)	4.0 (4.4)	48 (54)	16.1 (17.0)	12 (10)	1.0 (0.9)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## F7 業種

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 水産・農林業	3 (4)	0.2 (0.3)	1 (1)	0.3 (0.3)	2 (3)	0.2 (0.3)
2. 鉱業	2 (3)	0.1 (0.2)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (3)	0.2 (0.3)
3. 建設業	94 (83)	6.3 (5.7)	11 (9)	3.7 (2.8)	83 (74)	6.9 (6.5)
4. 食料品	55 (57)	3.7 (3.9)	7 (8)	2.3 (2.5)	48 (49)	4.0 (4.3)
5. 繊維製品	26 (28)	1.7 (1.9)	1 (2)	0.3 (0.6)	25 (26)	2.1 (2.3)
6. パルプ・紙	14 (10)	0.9 (0.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	14 (10)	1.2 (0.9)
7. 化学	116 (107)	7.7 (7.3)	13 (10)	4.3 (3.2)	103 (97)	8.6 (8.5)
8. 医薬品	27 (26)	1.8 (1.8)	1 (3)	0.3 (0.9)	26 (23)	2.2 (2.0)
9. 石油・石炭製品	6 (5)	0.4 (0.3)	0 (1)	0.0 (0.3)	6 (4)	0.5 (0.4)
10. ゴム製品	10 (9)	0.7 (0.6)	1 (0)	0.3 (0.0)	9 (9)	0.8 (0.8)
11. ガラス・土石製品	25 (21)	1.7 (1.4)	4 (3)	1.3 (0.9)	21 (18)	1.8 (1.6)
12. 鉄鋼	25 (19)	1.7 (1.3)	1 (1)	0.3 (0.3)	24 (18)	2.0 (1.6)
13. 非鉄金属	19 (21)	1.3 (1.4)	2 (1)	0.7 (0.3)	17 (20)	1.4 (1.8)

14. 金属製品	30 (32)	2.0 (2.2)	3 (3)	1.0 (0.9)	27 (29)	2.3 (2.5)
15. 機械	109 (102)	7.3 (7.0)	15 (16)	5.0 (5.0)	94 (86)	7.8 (7.6)
16. 電気機器	148 (124)	9.9 (8.5)	26 (28)	8.7 (8.8)	122 (96)	10.2 (8.4)
17. 輸送用機器	59 (50)	3.9 (3.4)	4 (3)	1.3 (0.9)	55 (47)	4.6 (4.1)
18. 精密機器	20 (23)	1.3 (1.6)	3 (2)	1.0 (0.6)	17 (21)	1.4 (1.8)
19. その他製造	55 (59)	3.7 (4.1)	12 (12)	4.0 (3.8)	43 (47)	3.6 (4.1)
20. 卸売業	118 (126)	7.9 (8.7)	27 (34)	9.0 (10.7)	91 (92)	7.6 (8.1)
21. 小売業	91 (90)	6.1 (6.2)	27 (31)	9.0 (9.8)	64 (59)	5.3 (5.2)
22. 不動産業	40 (42)	2.7 (2.9)	11 (12)	3.7 (3.8)	29 (30)	2.4 (2.6)
23. 陸運業	18 (25)	1.2 (1.7)	0 (2)	0.0 (0.6)	18 (23)	1.5 (2.0)
24. 海運業	9 (8)	0.6 (0.5)	1 (2)	0.3 (0.6)	8 (6)	0.7 (0.5)
25. 空運業	3 (3)	0.2 (0.2)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (3)	0.3 (0.3)
26. 倉庫・運輸関連業	29 (28)	1.9 (1.9)	3 (4)	1.0 (1.3)	26 (24)	2.2 (2.1)
27. 情報・通信業	105 (111)	7.0 (7.6)	46 (50)	15.4 (15.8)	59 (61)	4.9 (5.4)
28. 電気・ガス業	17 (17)	1.1 (1.2)	0 (2)	0.0 (0.6)	17 (15)	1.4 (1.3)
29. サービス業	121 (110)	8.1 (7.6)	64 (57)	21.4 (18.0)	57 (53)	4.8 (4.7)
30. 銀行業	44 (43)	2.9 (3.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	44 (43)	3.7 (3.8)
31. 証券業	15 (14)	1.0 (1.0)	2 (4)	0.7 (1.3)	13 (10)	1.1 (0.9)
32. 保険業	6 (8)	0.4 (0.5)	0 (0)	0.0 (0.0)	6 (8)	0.5 (0.7)
33. その他金融業	23 (31)	1.5 (2.1)	6 (9)	2.0 (2.8)	17 (22)	1.4 (1.9)
34. その他	15 (17)	1.0 (1.2)	7 (7)	2.3 (2.2)	8 (10)	0.7 (0.9)
回答社数		1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)

## F8 決算月

(カッコ内は平成 20 年 2 月実施の第 1 回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 1 月	22 (17)	1.5 (1.2)	6 (5)	2.0 (1.6)	16 (12)	1.3 (1.1)
2. 2 月	66 (79)	4.4 (5.4)	16 (27)	5.4 (8.5)	50 (52)	4.2 (4.6)
3. 3 月	1,190 (1,119)	79.5 (76.9)	183 (192)	61.2 (60.6)	1,007 (927)	84.1 (81.4)
4. 4 月	12 (12)	0.8 (0.8)	6 (7)	2.0 (2.2)	6 (5)	0.5 (0.4)
5. 5 月	20 (27)	1.3 (1.9)	10 (10)	3.3 (3.2)	10 (17)	0.8 (1.5)
6. 6 月	25 (18)	1.7 (1.2)	16 (13)	5.4 (4.1)	9 (5)	0.8 (0.4)
7. 7 月	9 (10)	0.6 (0.7)	8 (9)	2.7 (2.8)	1 (1)	0.1 (0.1)
8. 8 月	14 (17)	0.9 (1.2)	6 (8)	2.0 (2.5)	8 (9)	0.7 (0.8)
9. 9 月	28 (36)	1.9 (2.5)	13 (16)	4.3 (5.0)	15 (20)	1.3 (1.8)
10. 10 月	8 (12)	0.5 (0.8)	1 (1)	0.3 (0.3)	7 (11)	0.6 (1.0)
11. 11 月	15 (16)	1.0 (1.1)	3 (3)	1.0 (0.9)	12 (13)	1.0 (1.1)
12. 12 月	88 (93)	5.9 (6.4)	31 (26)	10.4 (8.2)	57 (67)	4.8 (5.9)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## F9 売上高

### 単体ベース又は個別のみ作成会社

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 10 億円未満	26	1.7	12	4.0	14	1.2
2. 10 億円以上～50 億円未満	101	6.7	63	21.1	38	3.2
3. 50 億円以上～100 億円未満	147	9.8	83	27.8	64	5.3
4. 100 億円以上～300 億円未満	377	25.2	98	32.8	279	23.3
5. 300 億円以上～500 億円未満	214	14.3	23	7.7	191	15.9
6. 500 億円以上～800 億円未満	157	10.5	10	3.3	147	12.3
7. 800 億円以上～1,000 億円未満	60	4.0	2	0.7	58	4.8
8. 1,000 億円以上～3,000 億円未満	253	16.9	7	2.3	246	20.5
9. 3,000 億円以上～5,000 億円未満	58	3.9	1	0.3	57	4.8
10. 5,000 億円以上～1 兆円未満	46	3.1	0	0.0	46	3.8
11. 1 兆円以上	58	3.9	0	0.0	58	4.8
回答社数	1,497		299		1,198	

## F9 売上高

### 連結ベース（会社法上の連結計算書類作成会社のみ）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 10 億円未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2. 10 億円以上～50 億円未満	39	2.9	34	15.3	5	0.4
3. 50 億円以上～100 億円未満	81	6.1	51	23.0	30	2.7
4. 100 億円以上～300 億円未満	279	20.9	83	37.4	196	17.6
5. 300 億円以上～500 億円未満	198	14.8	29	13.1	169	15.2
6. 500 億円以上～800 億円未満	139	10.4	9	4.1	130	11.7
7. 800 億円以上～1,000 億円未満	69	5.2	6	2.7	63	5.7
8. 1,000 億円以上～3,000 億円未満	285	21.3	7	3.2	278	25.0
9. 3,000 億円以上～5,000 億円未満	80	6.0	2	0.9	78	7.0
10. 5,000 億円以上～1 兆円未満	70	5.2	1	0.5	69	6.2
11. 1 兆円以上	95	7.1	0	0.0	95	8.5
回答社数	1,335		222		1,113	

## F10 従業員数

### 単体ベース（出向者含む）又は個別のみ作成会社

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 50人未満	54 (65)	3.6 (4.5)	19 (23)	6.4 (7.3)	35 (42)	2.9 (3.7)
2. 50人以上～500人未満	585 (574)	39.1 (39.4)	213 (221)	71.2 (69.7)	372 (353)	31.1 (31.0)
3. 500人以上～1,000人未満	310 (295)	20.7 (20.3)	39 (46)	13.0 (14.5)	271 (249)	22.6 (21.9)
4. 1,000人以上～3,000人未満	353 (346)	23.6 (23.8)	22 (22)	7.4 (6.9)	331 (324)	27.6 (28.4)
5. 3,000人以上～5,000人未満	90 (81)	6.0 (5.6)	1 (3)	0.3 (0.9)	89 (78)	7.4 (6.8)
6. 5,000人以上～10,000人未満	59 (55)	3.9 (3.8)	1 (2)	0.3 (0.6)	58 (53)	4.8 (4.7)
7. 10,000人以上～20,000人未満	31 (27)	2.1 (1.9)	2 (0)	0.7 (0.0)	29 (27)	2.4 (2.4)
8. 20,000人以上～50,000人未満	13 (11)	0.9 (0.8)	2 (0)	0.7 (0.0)	11 (11)	0.9 (1.0)
9. 50,000人以上	2 (2)	0.1 (0.1)	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (2)	0.2 (0.2)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## F10 従業員数

### 連結ベース（会社法上の連結計算書類作成会社のみ）

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 50人未満	3 (6)	0.2 (0.4)	1 (2)	0.5 (0.8)	2 (4)	0.2 (0.4)
2. 50人以上～500人未満	283 (311)	21.2 (23.3)	132 (160)	59.5 (63.2)	151 (151)	13.6 (14.0)
3. 500人以上～1,000人未満	247 (237)	18.5 (17.8)	45 (43)	20.3 (17.0)	202 (194)	18.2 (17.9)
4. 1,000人以上～3,000人未満	373 (390)	28.0 (29.2)	29 (34)	13.1 (13.4)	344 (356)	31.0 (32.9)
5. 3,000人以上～5,000人未満	141 (133)	10.6 (10.0)	8 (8)	3.6 (3.2)	133 (125)	12.0 (11.6)
6. 5,000人以上～10,000人未満	123 (110)	9.2 (8.2)	4 (4)	1.8 (1.6)	119 (106)	10.7 (9.8)
7. 10,000人以上～20,000人未満	71 (69)	5.3 (5.2)	1 (2)	0.5 (0.8)	70 (67)	6.3 (6.2)
8. 20,000人以上～50,000人未満	64 (57)	4.8 (4.3)	2 (0)	0.9 (0.0)	62 (57)	5.6 (5.3)
9. 50,000人以上	27 (21)	2.0 (1.6)	0 (0)	0.0 (0.0)	27 (21)	2.4 (1.9)
回答社数	1,332 (1,334)		222 (253)		1110 (1081)	

## F11 監査人の名称

※財務諸表監査を依頼している監査法人もしくは公認会計士の名称をお答えください。  
また共同監査を行っている場合には、そのすべての監査人の名称をお答えください。

(カッコ内は平成 20 年 2 月実施の第 1 回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. あずさ監査法人	362 (361)	24.2 (24.8)	55 (75)	18.4 (23.7)	307 (286)	25.6 (25.1)
2. あらた監査法人	48 (37)	3.2 (2.5)	8 (8)	2.7 (2.5)	40 (29)	3.3 (2.5)
3. 新日本有限責任監査法人	437 (439)	29.2 (30.2)	83 (79)	27.8 (24.9)	354 (360)	29.5 (31.6)
4. 監査法人トーマツ	379 (364)	25.3 (25.0)	82 (82)	27.4 (25.9)	297 (282)	24.8 (24.8)
5. 東陽監査法人	27 (26)	1.8 (1.8)	9 (7)	3.0 (2.2)	18 (19)	1.5 (1.7)
6. 太陽 ASG 有限責任監査法人	26 (28)	1.7 (1.9)	6 (8)	2.0 (2.5)	20 (20)	1.7 (1.8)
7. 京都監査法人	13 (9)	0.9 (0.6)	4 (2)	1.3 (0.6)	9 (7)	0.8 (0.6)
8. 三優監査法人	18 (22)	1.2 (1.5)	12 (13)	4.0 (4.1)	6 (9)	0.5 (0.8)
9. 仰星監査法人	7 (5)	0.5 (0.3)	1 (1)	0.3 (0.3)	6 (4)	0.5 (0.4)
10. その他	189 (178)	12.6 (12.2)	41 (43)	13.7 (13.6)	148 (135)	12.4 (11.9)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## F12 時価総額

回答日時点における貴社の時価総額（発行済普通株式数×時価）をご入力ください  
（1億円未満切捨て）。

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
10億円未満	62 (28)	4.1 (1.9)	47 (24)	<u>15.7</u> (7.6)	15 (4)	1.3 (0.4)
10億円以上～100億円未満	576 (493)	38.5 (33.9)	213 (220)	71.2 (69.4)	363 (273)	<u>30.3</u> (24.0)
100億円以上～500億円未満	434 (466)	29.0 (32.0)	32 (58)	<u>10.7</u> (18.3)	402 (408)	33.6 (35.8)
500億円以上～1,000億円未満	161 (152)	10.8 (10.4)	6 (8)	2.0 (2.5)	155 (144)	12.9 (12.6)
1,000億円以上～1,500億円未満	59 (71)	3.9 (4.9)	0 (4)	0.0 (1.3)	59 (67)	4.9 (5.9)
1,500億円以上～2,000億円未満	39 (43)	2.6 (3.0)	0 (1)	0.0 (0.3)	39 (42)	3.3 (3.7)
2,000億円以上～3,000億円未満	45 (50)	3.0 (3.4)	0 (0)	0.0 (0.0)	45 (50)	3.8 (4.4)
3,000億円以上～4,000億円未満	26 (26)	1.7 (1.8)	0 (1)	0.0 (0.3)	26 (25)	2.2 (2.2)
4,000億円以上～6,000億円未満	31 (41)	2.1 (2.8)	0 (0)	0.0 (0.0)	31 (41)	2.6 (3.6)
6,000億円以上～1兆円未満	26 (33)	1.7 (2.3)	0 (1)	0.0 (0.3)	26 (32)	2.2 (2.8)
1兆円以上～2兆円未満	26 (29)	1.7 (2.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	26 (29)	2.2 (2.5)
2兆円以上～5兆円未満	9 (20)	0.6 (1.4)	1 (0)	0.3 (0.0)	8 (20)	0.7 (1.8)
5兆円以上	3 (4)	0.2 (0.3)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (4)	0.3 (0.4)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## Ⅱ 「財務報告に係る内部統制報告制度」への対応体制と対応状況

### 【1. 対応体制】

#### 問1 専門組織の設置の有無

本制度に対応するため、現在、社内に専門の対応組織（プロジェクト委員会など）を設けていますか。あてはまるものを一つお選びください。

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 設けている	1,250 (1,273)	83.5 (87.4)	236 (252)	78.9 (79.5)	1,014 (1,021)	<u>84.6</u> (89.6)
2. 設けていない	242 (170)	16.2 (11.7)	62 (60)	20.7 (18.9)	180 (110)	<u>15.0</u> (9.7)
3. 自社にはないが、親会社など支配株主である他社組織の協力を得て対応している	5 (13)	0.3 (0.9)	1 (5)	0.3 (1.6)	4 (8)	0.3 (0.7)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

#### 問2 専門組織の人数

問1で「1. 設けている」とご回答した方にお尋ねします。当該専門の対応組織の現在の人数をご回答ください。

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体	新興市場	その他市場
	(平均)	(平均)	(平均)
1. 専属スタッフ(人)	2.66 (2.35)	0.94 (1.24)	3.06 (3.52)
2. 他部署との兼務スタッフ(人)	5.91 (7.44)	5.39 (5.17)	6.03 (8.82)
回答社数	1,250 (1,273)	236 (252)	1,014 (1,021)

### 問3 専門の対応組織の統括責任者

専門の対応組織の統括責任者は誰ですか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 会長・副会長	8 (9)	0.6 (0.7)	3 (0)	1.3 (0.0)	5 (9)	0.5 (0.9)
2. 社長	344 (324)	27.5 (25.5)	83 (93)	35.2 (36.9)	261 (231)	25.7 (22.6)
3. 副社長	80 (78)	6.4 (6.1)	10 (6)	4.2 (2.4)	70 (72)	6.9 (7.1)
4. 専務・常務	414 (427)	33.1 (33.5)	44 (49)	18.6 (19.4)	370 (378)	36.5 (37.0)
5. 取締役	254 (261)	20.3 (20.5)	57 (74)	<u>24.2</u> (29.4)	197 (187)	19.4 (18.3)
6. 執行役(員)	74 (93)	5.9 (7.3)	15 (13)	6.4 (5.2)	59 (80)	5.8 (7.8)
7. 監査関係部長等	44 (29)	3.5 (2.3)	11 (7)	4.7 (2.8)	33 (22)	3.3 (2.2)
8. 監査関係以外の部長等	27 (46)	2.2 (3.6)	9 (8)	3.8 (3.2)	18 (38)	1.8 (3.7)
9. その他	5 (6)	0.4 (0.5)	4 (2)	1.7 (0.8)	1 (4)	0.1 (0.4)
回答社数	1,250 (1,273)		236 (252)		1,014 (1,021)	

#### 問4 主たる対応部署

問1で「2. 設けていない」又は「3. 自社にはないが、親会社など支配株主である他社組織の協力を得て対応している」とご回答された方にお尋ねします。本制度への対応を中心となって進めている部署はどこですか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 経理・財務部門	90 (93)	<u>36.4</u> (50.8)	28 (30)	44.4 (46.2)	62 (63)	<u>33.7</u> (53.4)
2. 法務部門	6 (6)	2.4 (3.3)	2 (3)	3.2 (4.6)	4 (3)	2.2 (2.5)
3. 内部監査部門	114 (44)	<u>46.2</u> (24.0)	20 (11)	<u>31.7</u> (16.9)	94 (33)	<u>51.1</u> (28.0)
4. 総務部門	11 (18)	<u>4.5</u> (9.8)	3 (12)	<u>4.8</u> (18.5)	8 (6)	4.3 (5.1)
5. その他	26 (22)	10.5 (12.0)	10 (9)	15.9 (13.8)	16 (13)	8.7 (11.0)
回答社数	247 (183)		63 (65)		184 (118)	

#### 問5 対応体制の変化

本制度への対応体制について、対応開始時点と現在を比べて変化はありますか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 対応体制が強化された(対応専門組織の新設、対応人員の増加、コンサル契約の新規締結など)	751	50.2	149	49.8	602	50.3
2. 対応体制が簡素化された(対応専門組織の廃止、対応人員の削減、コンサル契約の解除など)	161	10.8	28	9.4	133	11.1
3. 特に変化はない	585	39.1	122	40.8	463	38.6
回答社数	1,497		299		1,198	

## 【2. 対応状況】

### 問6 対応の進捗段階

貴社の対応の進捗状況は、現状でどの段階にありますか。既に対応済みのもの及び対応中のものとしてあてはまるものをお選びください。（複数回答可）

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. プロジェクト基本計画(プロジェクト推進体制の確立、評価対象範囲の選定、整備計画の策定、社内独立部署又は第三者による TESTING 体制等)を作成した	974 (1,123)	<u>65.1</u> (77.1)	185 (227)	<u>61.9</u> (71.6)	789 (896)	<u>65.9</u> (78.7)
2. 財務報告内部統制における、評価のための文書化をした(パイロットテストを含む)	1,022 (1,085)	<u>68.3</u> (74.5)	197 (204)	65.9 (64.4)	825 (881)	<u>68.9</u> (77.3)
3. 財務報告内部統制の整備状況の有効性をテストし評価した(監査人によるウォークスルーを含む)	1,024 (623)	<u>68.4</u> (42.8)	179 (80)	<u>59.9</u> (25.2)	845 (543)	<u>70.5</u> (47.7)
4. 財務報告内部統制の整備の不備を改善した(又は改善中)	954 (575)	<u>63.7</u> (39.5)	154 (78)	<u>51.5</u> (24.6)	800 (497)	<u>66.8</u> (43.6)
5. 財務報告内部統制の運用状況の有効性をテストし評価した	753 (240)	<u>50.3</u> (16.5)	95 (31)	<u>31.8</u> (9.8)	658 (209)	<u>54.9</u> (18.3)
6. 財務報告内部統制の運用の不備を改善した(又は改善中)	623 (254)	<u>41.6</u> (17.4)	88 (33)	<u>29.4</u> (10.4)	535 (221)	<u>44.7</u> (19.4)
7. その他	13 (39)	0.9 (2.7)	4 (16)	1.3 (5.0)	9 (23)	0.8 (2.0)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

### 問7-1 ITへの対応

ITを利用した内部統制の整備について、現状の問題点や課題はどのようなものですか。  
あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. IT全般統制やIT業務処理統制について、重要性が乏しいと判断される項目についても、監査人から必要以上に細かな統制を求められる	282 (217)	18.8 (14.9)	50 (45)	16.7 (14.2)	232 (172)	19.4 (15.1)
2. 監査人から、再度のプロセス評価を求められるなど、システム変更の際の手続きが煩雑	161 (97)	10.8 (6.7)	25 (15)	8.4 (4.7)	136 (82)	11.4 (7.2)
3. 監査人から、必要以上の新たなシステムの導入を求められたり、既存システムの更新を求められる	62 (49)	4.1 (3.4)	9 (10)	3.0 (3.2)	53 (39)	4.4 (3.4)
4. IT統制の重要性について執行サイドが十分に認識しておらず、必要な投資・整備が行われていない	108 (159)	7.2 (10.9)	32 (53)	<u>10.7</u> (16.7)	76 (106)	6.3 (9.3)
5. 特に問題はない	878 (782)	<u>58.7</u> (53.7)	160 (160)	53.5 (50.5)	718 (622)	<u>59.9</u> (54.6)
6. その他	168 (143)	11.2 (9.8)	45 (27)	<u>15.1</u> (8.5)	123 (116)	10.3 (10.2)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## 問7-2

問7-1で「6. その他」とご回答された方又はITへの対応に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 166件）

- ①「ITシステムに不備があり、対応が必要である」（45件）
  - ・ 「古いIT環境では対応できず、各種規定・ポリシーの運用、システムそのものの運用、システム間統合のあり方等に改善が求められており、更改等を検討している」
  - ・ 「監査人より不備の指摘を受け、その影響の把握や根拠・原因の把握に苦慮している」
- ②「社内の制度や基準、運用体制などを整備している」（29件）
  - ・ 「情報システムに係る体系だった諸規程、マニュアルの整備が遅れており、早急に整備する必要がある」
  - ・ 「IT対応について基本的な問題はないものの、個別事項については、監査人からの要望もあり、システム対応を含めて検討中である」
- ③「適切な人材、人員、費用の確保が困難である」（15件）
  - ・ 「評価者の人員数が少ないこと、IT全般の知識レベルが低いこと等により、整備状況の評価および運用評価が進んでいない」
  - ・ 「IT統制の重要性は認識しているが、必要な投資・整備が追いついていない」
- ④「IT全般統制の整備が遅れが生じている」（13件）
  - ・ 「費用・人員の関係で、IT対応への必要な投資・整備が遅れている」
  - ・ 「運用評価の際に評価範囲の決定が手間取り、文書化が遅れた」
- ⑤「監査人との連携・意思疎通がうまくいかない」（8件）
  - ・ 「会社側と監査法人側双方に、ITに係わる財務報告対応体制のリスクについて、真の理解や共通の尺度が見えていない」
  - ・ 「IT統制に対する監査法人の見解が未だ不明である」
- ⑥「子会社・グループ会社での整備が困難である」（5件）
  - ・ 「海外拠点のIT統制の評価が現地事情の理解やコミュニケーションなどの面で難しい」
- ⑦「IT全般統制に対して社内からの理解がえられにくい」（4件）
  - ・ 「経営陣にIT戦略が理解されていない」

その他の回答：

- ・ 「IT統制については具体的なイメージを掴むことが困難なのでコンサル契約をした」
- ・ 「毎年監査法人のITレビューを受け、指摘事項の整備を着実に進めてきたが、IT統制を有効にするにはハードルは相当に高い。時間を要するが、粘り強く進めている状況」

### 【3. 代表取締役（代表執行役）の理解・取り組み姿勢等】

#### 問8 代表取締役（代表執行役）の理解・姿勢

本制度に対する代表取締役（代表執行役）の理解・姿勢はどのようなものですか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 充分である	664 (579)	44.4 (39.8)	107 (100)	35.8 (31.5)	557 (479)	46.5 (42.1)
2. ある程度充分である	412 (439)	27.5 (30.2)	89 (97)	29.8 (30.6)	323 (342)	27.0 (30.0)
3. 普通	337 (325)	22.5 (22.3)	80 (73)	26.8 (23.0)	257 (252)	21.5 (22.1)
4. やや不十分である	69 (91)	4.6 (6.3)	17 (37)	<u>5.7</u> (11.7)	52 (54)	4.3 (4.7)
5. 不十分である	12 (17)	0.8 (1.2)	6 (7)	2.0 (2.2)	6 (10)	0.5 (0.9)
6. わからない	3 (5)	0.2 (0.3)	0 (3)	0.0 (0.9)	3 (2)	0.3 (0.2)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

### 問9-1 本制度への対応に関する意識

本制度への対応に関する代表取締役（代表執行役）の意識として、「重要な欠陥」について、代表取締役（代表執行役）はどのような認識を持っていますか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 「重要な欠陥」の存在は絶対に避けなければならない、内部統制報告書又は内部統制監査報告書にその旨の記載が為されぬよう、多少無理をしてでも全力を挙げて対応する	300	20.0	72	24.1	228	19.0
2. 「重要な欠陥」の存在は極力避けなければならない、そのための対応に万全を期すが、決して無理な対応はせず、仮に期末日時点で未解消の「重要な欠陥」が存在したならば、適切に開示すればよい	269	18.0	74	24.7	195	16.3
3. これまでの対応により、既に、期末日時点で未解消の「重要な欠陥」が存在する可能性はさほど高くない状況にあり、このまま適切な対応をとることにより、「重要な欠陥」の記載は避けられる見込み	877	58.6	138	46.2	739	61.7
4. その他	51	3.4	15	5.0	36	3.0
回答社数	1,497		299		1,198	

### 問9-2 監査役（会）（監査委員会）との意識・認識の相違

問9-1 で回答した代表取締役（代表執行役）の意識、あるいは「重要な欠陥」に対する代表取締役（代表執行役）の認識は、監査役（会）（監査委員会）との間で相違がありますか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 全く同じ	504	33.7	80	26.8	424	35.4
2. ほぼ同じ	898	60.0	196	65.6	702	58.6
3. かなり違う	38	2.5	12	4.0	26	2.2
4. 全く違う	2	0.1	0	0.0	2	0.2
5. どちらともいえない	55	3.7	11	3.7	44	3.7
回答社数	1,497		299		1,198	

問9-3

本制度への対応に関する代表取締役（代表執行役）又は監査役（会）（監査委員会）の意識、あるいは「重要な欠陥」に対する代表取締役（代表執行役）又は監査役（会）（監査委員会）の認識に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 88 件）

<p>①「認識の相違がある」(25 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「監査役間で認識に違いがある」</li> <li>・ 「制度に対し取締役側は楽観的に受け止め、監査役は慎重に捉えている」</li> </ul> <p>②「意識が全体として不十分」(15 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「制度への認識の程度は不十分で、重要な欠陥やその会社へのインパクトについての認識も不足している」</li> </ul> <p>③「代表取締役(代表執行役)又は監査役(会)(監査委員会)の認識は十分」(15 件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「取締役と監査役は、常時意識あわせを行っており、内部統制制度や重要な欠陥の内容について共に認識している」</li> </ul> <p>その他の回答:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「評価作業において、重要な欠陥の有無と内容が明確になるまでは、具体的な認識には至らないと思われる」</li> </ul>
--

問10-1 適用初年度の見通し

本制度の適用初年度の見通しはどのようなものですか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 初年度より、未解消の「重要な欠陥」はない見込み	1,290 (1,121)	<u>86.2</u> (77.0)	242 (215)	<u>80.9</u> (67.8)	1,048 (906)	<u>87.5</u> (79.5)
2. 初年度は「重要な欠陥」が残る可能性が高い	98 (180)	<u>6.5</u> (12.4)	33 (72)	<u>11.0</u> (22.7)	65 (108)	5.4 (9.5)
3. 内部統制監査で限定意見、不適正意見あるいは意見不表明となることが相当程度、懸念される	25 (27)	1.7 (1.9)	5 (9)	1.7 (2.8)	20 (18)	1.7 (1.6)
4. その他	84 (128)	5.6 (8.8)	19 (21)	6.4 (6.6)	65 (107)	5.4 (9.4)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## 問10-2

問10-1で「4. その他」とご回答された方又は適用初年度の見通しに関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 87件）

①「現時点での見通しは不明である」(28件)
・ 「整備・運用評価の段階であり、一部未完了であるため、不明である」
②「期末時点では重要な欠陥は発生しない見込みである」(11件)
・ 「今回は初回であり、監査法人のスタンスがよく見えないが、コーポレート・ガバナンスが機能している実情に鑑み、重要な欠陥はないと考えている」
③「現段階では不備や欠陥が存在することもあり得るが、期末までには改善可能」(6件)
④「期末時点で不備や欠陥が残っている可能性がある」(4件)
その他の回答:
・ 「重要な欠陥はない」と見込むが、相当程度の「不備」の発生も考慮する必要がある。その際、監査人の有価証券報告書での監査意見との相違が発生することが懸念される」

## 【4. 監査人関連】

### 問11-1 監査人の対応方針

財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する評価基準や評価方法などについて、監査人としての対応方針はどのような状況にありますか。あてはまるものを一つお選びください。

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. ほぼ確定している	693 (347)	<u>46.3</u> (23.8)	101 (66)	<u>33.8</u> (20.8)	592 (281)	<u>49.4</u> (24.7)
2. 確定部分のほうが多く、未確定部分のほうが少ない	557 (464)	<u>37.2</u> (31.9)	120 (81)	<u>40.1</u> (25.6)	437 (383)	36.5 (33.6)
3. 確定部分と未確定部分がほぼ半々	148 (310)	<u>9.9</u> (21.3)	38 (60)	<u>12.7</u> (18.9)	110 (250)	<u>9.2</u> (21.9)
4. 未確定部分のほうが多く、確定部分のほうが少ない	70 (222)	<u>4.7</u> (15.2)	29 (70)	<u>9.7</u> (22.1)	41 (152)	<u>3.4</u> (13.3)
5. ほとんど未確定	29 (113)	<u>1.9</u> (7.8)	11 (40)	<u>3.7</u> (12.6)	18 (73)	1.5 (6.4)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## 問 1 1-2

監査人の対応方針について、補足事項や問題点がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 114 件）

- ①「評価基準について監査人と調整中である」(30 件)
  - ・ 「制度構築に関して、監査人の手法を参考にして社内調整している」
  - ・ 「個別事項(ロールフォワード手続、エラーの取扱い、評価基準・タイミング等)について、具体的に確認する必要がある」
  - ・ 「監査人自体、初の内部統制監査であり、まだその体制構築が万全とは言いがたい」
- ②「監査人の対応が保守的、或いは画一的な方向に流れやすい」(23 件)
  - ・ 「08 年 9 月以降監査人の本格的な対応が始まったが、それまでには要求されなかったことを要求されるようになり、対応に苦慮している」
  - ・ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準に定められた内容以上の評価手続きを求められるケースがある」
  - ・ 「会社の規模や設立期間などを余り考慮せず、一流の合格水準を要求する嫌いがあるので、分相応の評価をお願いしている」
- ③「監査人の評価基準や評価方法が明確でない、監査人と具体的な意見交換ができていない」(19 件)
  - ・ 「監査人からは明確な評価基準や評価方法(定量的・定性的なもの)が示されていない」
  - ・ 「担当者の対応状況において、企業特性等に応じた個社別対応ができないように感じられる」
- ④「担当する公認会計士や監査法人によって対応が異なる」(10 件)
  - ・ 「監査法人としての対応が会計士個々人で違う」
  - ・ 「監査人により対応方針(評価基準や評価方法)が異なる場合があり、確認に時間が取られるケースがある」

その他の回答:

- ・ 「監査人がもっと会社の置かれた状況等を理解・勘案して、より積極的に会社執行部に接近し、会社に適した内部統制のあり方について考えてもらいたい」

## 問12-1 公表されている文書に関する認識の相違

これまでに、金融庁等から公表されている基準等の文書※の記載事項に関し、会社側と監査人との間で解釈に相違が生じている事項はありますか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

※次のような文書が公表されている。

- ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(平成19年2月15日企業会計審議会)
- ・「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」(同上)
- ・「内部統制報告制度に関するQ&A」(平成19年10月1日金融庁(追加平成20年6月24日))
- ・「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」(平成19年10月24日日本公認会計士協会)
- ・「内部統制報告制度に関する11の誤解」(平成20年3月11日金融庁)
- ・「内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応」(同上)
- ・「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について(内部統制府令ガイドライン)(平成20年6月金融庁)
- ・「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ&A」(平成20年9月29日日本監査役協会)

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 評価対象範囲の選定方法について (数値基準や重要性基準の判断など)	101 (132)	6.7 (9.1)	24 (26)	8.0 (8.2)	77 (106)	6.4 (9.3)
2. 業務プロセスにおける内部統制の文書化に関して、金融庁「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に例示された様式や書式(注1)の厳密あるいは機械的な作成を求められる	103 (104)	6.9 (7.1)	25 (19)	8.4 (6.0)	78 (85)	6.5 (7.5)
3. 監査人が監査証拠として入手すべきサンプルについて(サンプル数、サンプルの抽出時期など)	134 (88)	9.0 (6.0)	24 (19)	8.0 (6.0)	110 (69)	9.2 (6.1)
4. 持分法適用会社に関しての評価方法について	31 (34)	2.1 (2.3)	5 (6)	1.7 (1.9)	26 (28)	2.2 (2.5)
5. 全社的な内部統制の評価に関して、金融庁「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に記載された、(参考1)「財務報告に係る全社的な内部統制の評価項目の例」(42項目)(注2)の厳密あるいは機械的な適用を求められる	102 (106)	6.8 (7.3)	15 (18)	5.0 (5.7)	87 (88)	7.3 (7.7)
6. 相違が生じている事項は特にない	1,123 (1,022)	75.0 (70.2)	214 (214)	71.6 (67.5)	909 (808)	<u>75.9</u> (70.9)
7. その他	69 (139)	4.6 (9.5)	21 (42)	<u>7.0</u> (13.2)	48 (97)	4.0 (8.5)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

(注1)同「実施基準」59～61頁(92～94頁)に掲げられた、「参考2」(「業務の流れ図(例)」、「業務記述書(例)」、「リスクと統制の対応(例)」の、いわゆる3点セット)など。

(注2)同「実施基準」56頁(89頁)参照

## 問 1 2-2

問 12-1 で「7. その他」とご回答された方又は監査人との解釈の相違に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 71 件）

- ①「評価方法・基準・対象範囲、文書化の進め方等について解釈の相違がある」(20 件)
- ・ 「個別の事項(評価方法、ロールフォワード要件、48 項目の評価のあり方、サンプリング等)について、監査人と解釈に差異が生じている」
  - ・ 「内部統制の個別対応に際して、監査法人のやり方の機械的な適用を求められる」
- ②「監査人との意見交換が不十分であり、解釈の相違を把握するに至っていない」(11 件)
- ・ 「監査人とは具体的な確認はしておらず、今後不備の扱い等個別事項を検討する」
- ③「監査人の解釈が保守的、或いは画一的な方向に流れやすい」(9 件)
- ・ 「監査人から追加手法として、重要な変更が明らかにならないと分かるプロセスも含めて、全ての整備評価を求められている」
- その他の回答:
- ・ 「解釈の相違と言うより、監査人の方針や解釈の出される時期が遅い」

## 問 1 3 監査人の対応の変化

本制度への監査人の対応について、対応開始時点と現在を比べて変化はありますか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 対応が厳格、保守的になった	320	21.4	49	16.4	271	22.6
2. 対応が柔軟になった	283	18.9	67	22.4	216	18.0
3. 特に変化はない	894	59.7	183	61.2	711	59.3
回答社数	1,497		299		1,198	

## 【5. 現在課題となっている点】

### 問14-1 現在課題となっている点

既に、財務報告に係る内部統制の整備状況あるいは運用状況の有効性をテストし評価を行っている場合（監査人によるウォークスルーを含む）、現在どのようなことが課題や改善点として上がっていますか（経営者評価や監査人による評価の過程で内部統制上の不備や欠陥として認識された事項のうち、解消されていないものなど）。あてはまるものをお選びください。（複数回答可）

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 文書化について(範囲の過不足、内容の過不足、有効性評価のための証跡の残し方等)	468 (550)	<u>31.3</u> (37.8)	81 (96)	27.1 (30.3)	387 (454)	<u>32.3</u> (39.9)
2. 人的資源の育成・確保(経理部門、内部監査部門等)	490 (515)	32.7 (35.4)	110 (111)	36.8 (35.0)	380 (404)	31.7 (35.5)
3. 業務プロセスにおける主要な統制上の手続(キーコントロール)の設定について(整備状況の有効性評価との関連で)	466 (456)	31.1 (31.3)	81 (72)	27.1 (22.7)	385 (384)	32.1 (33.7)
4. サンプルングについて(運用状況の有効性評価のためのサンプルングの抽出は円滑であったかなど)	251 (168)	<u>16.8</u> (11.5)	50 (25)	<u>16.7</u> (7.9)	201 (143)	16.8 (12.6)
5. 財務報告プロセスにかかわる規程類の整備	345 (467)	<u>23.0</u> (32.1)	75 (88)	25.1 (27.8)	270 (379)	<u>22.5</u> (33.3)
6. IT統制におけるアクセス権限の設定等のセキュリティ管理	509 (461)	34.0 (31.7)	92 (83)	30.8 (26.2)	417 (378)	34.8 (33.2)
7. 特になかった(又はすでに解消された)	260 (82)	<u>17.4</u> (5.6)	34 (15)	<u>11.4</u> (4.7)	226 (67)	<u>18.9</u> (5.9)
8. 有効性のテストや評価は行っていない	126 (436)	<u>8.4</u> (29.9)	51 (113)	<u>17.1</u> (35.6)	75 (323)	<u>6.3</u> (28.4)
9. その他	72 (85)	4.8 (5.8)	17 (29)	5.7 (9.1)	55 (56)	4.6 (4.9)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

問14-2

問14-1で「9. その他」とご回答された方又は現在の課題や改善点について補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 76件）

- ①「社内体制やシステム等の整備、その状況の把握・管理について問題が提起された」(20件)
- ・「現在、監査人による運用の有効性についてウォークスルーの事前準備段階だが、その中で規程類の一部不備、キーコントロールの追加設定などの指導があった」
  - ・「今後業務フローが変更された場合の手続き等に関する決め事を整備して行く必要性を感じている」
- ②「子会社での対応について」(13件)
- ・「海外子会社、特に規模の小さい会社についても全社統制を強いられているが、言語、法制（現地会計基準含む）、慣習、人員（コスト）等々の面から対応の徹底度のばらつきが出やすい」
- ③「評価等が完了しておらず、問題点の把握はこれからである」(10件)
- ・「整備・運用状況の評価の途中であり、課題の有無、改善の必要性等がまだ明確になっていない」

その他の回答：

- ・「M&Aにより受け入れた事業部門における、業務の定着化が課題」
- ・「関係会社の全社的統制のチェック内容について親会社の要求するレベル(親会社と同一水準の要求)への統一化が課題」

## 【6. 監査役（会）（監査委員会）関連】

### 問15-1 代表取締役（代表執行役）との関わり

監査役（会）（監査委員会）は、本制度への代表取締役（代表執行役）の理解度や取組み姿勢について、どのように把握し、あるいは必要な助言等を行っていますか。あてはまるものをお選びください。（複数回答可）

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 専門の対応組織(プロジェクト委員会など)に出席し、代表取締役をはじめとする統括責任者の準備対応状況を監視・把握し、必要に応じて助言・提言を行っている	646 (612)	43.2 (42.0)	123 (145)	41.1 (45.7)	523 (467)	43.7 (41.0)
2. 代表取締役(代表執行役)と監査役(会)(監査委員会)との定期的会合などを通じて、本制度への理解度と取組み姿勢を把握・確認し、必要に応じて助言・提言を行っている	902 (805)	<u>60.3</u> (55.3)	173 (158)	<u>57.9</u> (49.8)	729 (647)	60.9 (56.8)
3. 取締役会の場合を除き、代表取締役(代表執行役)の理解度や取組み姿勢を監視・把握・確認することはしていない	214 (253)	14.3 (17.4)	53 (54)	17.7 (17.0)	161 (199)	13.4 (17.5)
4. 代表取締役(代表執行役)の理解度や取組み姿勢を監視・把握・確認する場がない、又はしていない	19 (37)	1.3 (2.5)	6 (9)	2.0 (2.8)	13 (28)	1.1 (2.5)
5. その他	42 (56)	2.8 (3.8)	6 (10)	2.0 (3.2)	36 (46)	3.0 (4.0)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

問15-2

問15-1で「5. その他」とご回答された方又は代表取締役（代表執行役）の理解・姿勢に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 44件）

「コンプライアンス委員会、経営会議等の各種会議体への出席やプロジェクトチーム等からの報告を通じて代表取締役（執行役）の対応を把握している」(34件)
・ 「取締役会、内部統制担当部門等との定期的な会合を通じて、代表取締役の理解度や取り組み姿勢等を監視・把握・確認、必要に応じて助言・提言を行っている」
・ 「内部担当部門と監査人による実施状況が、代表取締役と監査役に報告されている」
その他の回答：
・ 「監査役（会）が代表取締役に本制度についての助言・提言しても理解は得られ難い。監査役が担当者及び内部監査部と随時勉強会を行っている」

問16-1 本制度への監査役（会）（監査委員会）の関わり

本制度への対応において、監査役（会）（監査委員会）はどのような形で関わっていますか。あてはまるものをお選びください。（複数回答可）

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 専門の対応組織に出席し（陪席を含む）、必要に応じて意見を述べている	604 (577)	40.3 (39.6)	129 (138)	43.1 (43.5)	475 (439)	39.6 (38.5)
2. 対応の進捗状況について、専門の対応組織又は関係部署などから定期又は随時に報告を受けている	1,207 (982)	<u>80.6</u> (67.4)	202 (169)	<u>67.6</u> (53.3)	1,005 (813)	<u>83.9</u> (71.4)
3. 専門の対応組織又は関係部署などから定期又は随時には報告を受けていないが、対応の進捗状況について、担当取締役（執行役）などの統括責任者等から報告を受けている	115 (163)	7.7 (11.2)	36 (33)	12.0 (10.4)	79 (130)	6.6 (11.4)
4. 直接的には関与していないが、担当取締役（執行役）等あるいは専門の対応組織又は関係部署に適宜意見を述べている	189 (231)	12.6 (15.9)	44 (65)	<u>14.7</u> (20.5)	145 (166)	12.1 (14.6)
5. 特に関与しておらず、意見も述べていない	11 (29)	0.7 (2.0)	3 (8)	1.0 (2.5)	8 (21)	0.7 (1.8)
6. その他	18 (29)	1.2 (2.0)	2 (7)	0.7 (2.2)	16 (22)	1.3 (1.9)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

問16-2

問16-1で「6. その他」とご回答された方又は監査役（会）（監査委員会）の関わりに関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 28件）

- ①「対応プロジェクトへの出席、対応プロジェクトからの報告聴取」(12件)
- ・ 「経営会議や取締役会において、担当取締役から進捗状況が報告され、対応への助言を行っている」
  - ・ 「定期的に担当部門、コンサルタント、監査人等と協議している」
- ②「内部統制の実務に立ち会っている」(9件)
- ・ 「担当部門による評価、監査人による監査への立会を適宜実施し、情報を収集、監査役として内部統制全般の評価を実施している」
  - ・ 「ウォークスルーやドライランに立会い、必要に応じて意見を述べている」
- その他の回答:
- ・ 「監査役会制定の「内部統制システム監査チェックリスト」により、財務報告を含む内部統制システムの状況について、半期ごとにチェック・監査を実施している」

問17-1 監査役（会）（監査委員会）と監査人との関わり

本制度に関し、監査役（会）（監査委員会）は、監査人との間でどのような点について、協議・意見交換を行いましたか（行う予定ですか）。あてはまるものをお選びください。（複数回答可）

（カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 経営者の評価対象範囲の妥当性について	534 (485)	35.7 (33.3)	100 (103)	33.4 (32.5)	434 (382)	36.2 (33.5)
2. 文書化の範囲・程度について	437 (439)	29.2 (30.2)	88 (98)	29.4 (30.9)	349 (341)	29.1 (29.9)
3. 監査人が監査証拠として入手すべきサンプルについて（サンプル数、サンプルの抽出時期など）	294 (250)	19.6 (17.2)	52 (60)	17.4 (18.9)	242 (190)	20.2 (16.7)
4. 財務報告内部統制の有効性のテスト結果、監査人によるウォークスルーについて	627 (431)	<u>41.9</u> (29.6)	112 (72)	<u>37.5</u> (22.7)	515 (359)	<u>43.0</u> (31.5)
5. IT統制について	514 (457)	34.3 (31.4)	88 (93)	29.4 (29.3)	426 (364)	35.6 (32.0)
6. 財務報告内部統制に係る監査人の監査体制、監査日数について	958 (689)	<u>64.0</u> (47.3)	154 (126)	<u>51.5</u> (39.7)	804 (563)	<u>67.1</u> (49.4)

7. 財務報告内部統制に係る監査報酬(見込を含む)の額について	719 (502)	<u>48.0</u> (34.5)	115 (91)	<u>38.5</u> (28.7)	604 (411)	<u>50.4</u> (36.1)
8. これまでに実施された会計監査において発見された問題点の改善策について	798 (624)	<u>53.3</u> (42.9)	139 (132)	46.5 (41.6)	659 (492)	<u>55.0</u> (43.2)
9. 本制度において、「監査役又は監査委員会の有する機能」が統制環境の一つとされ、経営者の評価対象および監査人の監査対象とされていること(注1)について	432 (352)	28.9 (24.2)	62 (63)	20.7 (19.9)	370 (289)	<u>30.9</u> (25.4)
10. 本制度の下での、監査人から監査役(会)(監査委員会)への報告について、あるいは監査役(会)(監査委員会)から監査人への情報提供について	769 (597)	<u>51.4</u> (41.0)	120 (124)	40.1 (39.1)	649 (473)	<u>54.2</u> (41.5)
11. 会社法上の監査役(会)(監査委員会)監査報告が作成された後に、監査人の財務報告内部統制監査報告書が作成される場合、両者の監査結果に差異が生じる可能性があることへの対応(監査役(会)(監査委員会)の監査報告と監査人の監査証明の提出時期のいわゆる「時期のずれ」の問題)	645 (365)	<u>43.1</u> (25.1)	94 (63)	<u>31.4</u> (19.9)	551 (302)	<u>46.0</u> (26.5)
12. 監査役(監査委員)が発見した内部統制上の不備や改善すべき点の改善策について	300 (298)	20.0 (20.5)	61 (62)	20.4 (19.6)	239 (236)	19.9 (20.7)
13. 監査人が発見した内部統制上の不備や改善すべき点の改善策について	698	46.6	129	43.1	569	47.5
14. 経営者による内部統制報告書の作成時期や内容について	274	18.3	46	15.4	228	19.0
15. 監査人による内部統制監査報告書の作成時期や内容について	483	32.3	74	24.7	409	34.1
16. 金融商品取引法におけるその他の事項(財務諸表監査、四半期報告制度、確認書制度など)について	577 (402)	<u>38.5</u> (27.6)	71 (64)	23.7 (20.2)	506 (338)	<u>42.2</u> (29.7)
17. 協議・意見交換はしていない(する予定はない)	29 (112)	<u>1.9</u> (7.7)	10 (26)	3.3 (8.2)	19 (86)	<u>1.6</u> (7.6)
18. その他	43 (97)	2.9 (6.7)	10 (20)	3.3 (6.3)	33 (77)	2.8 (6.8)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

(注1)金融庁「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」I 2(1)、同「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」I 2(1)④、同実施基準の「参考1」(全社的な内部統制に関する評価項目の例)など参照。

問 17-2

問 17-1 で「18. その他」とご回答された方又は監査役（会）（監査委員会）と監査人との協議・意見交換に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 48 件）

①「今後協議・意見交換の機会を設けていく予定である」(15 件)

- ・ 「社内の所管部署からのヒアリング、確認を実施中であり、監査人との協議はこれからである」
- ・ 「内部統制担当部門と具体的に対応中であり、適切な時期に監査人と協議する予定である」
- ・ 「監査人の年間計画を確認・聴取し、四半期決算報告を踏まえ、対応について協議・意見交換をしていく予定である」

②「進捗状況についての評価や指摘事項について」(11 件)

- ・ 「進捗状況や各種留意事項、評価範囲、指摘事項、不備の有無等について、定期・随時に確認している」
- ・ 「監査人による監査の後、必要に応じて報告を受け、意見交換等を実施している」

その他の回答：

- ・ 「監査役から監査人へのアプローチはしているが、その逆はほとんどない」

問18-1 監査役(会)(監査委員会)として直面している課題・問題点

本制度への対応を進める中で、監査役(会)(監査委員会)として、直面又は感じている課題や問題点はありますか。あてはまるものをお選びください。(複数回答可)

(カッコ内は平成20年2月実施の第1回調査結果)

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 本制度についての理解が不足しており、また、監査役(会)(監査委員会)としてどう対応してよいかよくわからない	30 (62)	2.0 (4.3)	12 (21)	4.0 (6.6)	18 (41)	1.5 (3.6)
2. 本制度について理解はできているが、監査役(会)(監査委員会)としてどう対応すべきか、実務面で不安が残る	771 (1,032)	<u>51.5</u> (70.9)	171 (231)	<u>57.2</u> (72.9)	600 (801)	<u>50.1</u> (70.3)
3. 本制度について、理解ができており、また監査役(会)(監査委員会)としての実務面においても不安はない	534 (269)	<u>35.7</u> (18.5)	87 (50)	<u>29.1</u> (15.8)	447 (219)	<u>37.3</u> (19.2)
4. 取締役会又は経営者に意見を述べたり、助言したりする雰囲気や風土がない	42 (52)	2.8 (3.6)	12 (15)	4.0 (4.7)	30 (37)	2.5 (3.2)
5. 制度上、「監査役又は監査委員会の有する機能」が統制環境の一つとされ、経営者の評価対象および監査人の監査対象とされているのは、問題がある	243 (228)	16.2 (15.7)	53 (46)	17.7 (14.5)	190 (182)	15.9 (16.0)
6. 監査役(会)(監査委員会)の監査報告と監査人の監査証明の提出時期のいわゆる「時期のずれ」の問題は、実務的にも大きな問題であり、制度面又は実務面において相応の解決が図られるべきである	600 (469)	<u>40.1</u> (32.2)	112 (93)	<u>37.5</u> (29.3)	488 (376)	<u>40.7</u> (33.0)
7. その他	19 (43)	1.3 (3.0)	2 (4)	0.7 (1.3)	17 (39)	1.4 (3.4)
回答社数	1,497 (1,456)		299 (317)		1,198 (1,139)	

## 問18-2

問18-1で「7. その他」とご回答された方又は監査役（会）（監査委員会）として直面している又は感じている課題や問題点に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 32件）

- |  |
|--|
| <p>①「内部統制のための体制が不十分である」(5件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「担当部門の人材不足、知識不足、内部統制整備の遅れ、子会社での実務対応への不安等、懸念事項がある」</li></ul> <p>②「監査調書や監査報告への記載について」(4件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「重要な欠陥と認定された時、会社法の監査報告にいかなる記載をすることになるのか、その判定基準に悩む」</li></ul> <p>③「内部統制の重要性の経営側への浸透」(2件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「監査役が内部統制の実施状況の監査をすることについて取締役の理解が不十分であり、監査上必要な情報の提供や協力が不十分である」</li></ul> |
|--|

その他の回答:

- ・ 「監査人及び担当部門・執行部門とのコミュニケーションを充実することにより、課題への対応は可能と考えている」
- ・ 「監査人が監査役の監査を判断し、評価する際の手法に疑問を持つ」

## 【7. 期末監査のスケジュールリング】

### 問19-1 期末監査のスケジュールリング

経営者または監査人との間で、内部統制報告書の提出時期や内部統制監査報告書の提出時期など、本制度に係る期末監査のスケジュールリングについて、話をしましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 経営者と監査人の双方と話し、おおよそのスケジュールが決まった	279	18.6	42	14.0	237	19.8
2. 経営者と監査人の双方と話をしたが、スケジュールは未定	271	18.1	43	14.4	228	19.0
3. 経営者とは話をしたが、監査人とは話をしていない	60	4.0	16	5.4	44	3.7
4. 監査人とは話をしたが、経営者とは話をしていない	138	9.2	23	7.7	115	9.6
5. まだどちらとも話をしていない	705	47.1	167	55.9	538	44.9
6. その他	44	2.9	8	2.7	36	3.0
回答社数	1,497		299		1,198	

### 問19-2

問19-1で「6. その他」とご回答された方又は本制度に係る期末監査のスケジュールリングに関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 60件）

<p>「今後協議をする予定、或いはスケジュールについて検討中である」(31件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「監査人の計画である程度のスケジュールは決まっており、担当部門、経営者、監査人と詳細についてこれから詰めていく」</li> <li>・ 「決算期末監査の日程やそれを受けての内部統制報告書及び内部統制監査報告書の提出時期等について検討中である」</li> </ul> <p>その他の回答：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「経営者、監査人とは調整はしていないが、双方とも時期のずれ等に関しては意識し、対応する心積もりである」</li> </ul>
--

## 【8. 経営者の期末対応予定】

### 問20-1 経営者の内部統制報告書（ドラフト）の作成時期

経営者が「内部統制報告書（ドラフト）」を作成する時期はいつですか。決まっていれば（あるいは、予定でも可）その時期を、決まっていなければ「7. 未定」を、ドラフトを作成する予定がない場合等は「8. その他」をお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 決算発表の時まで	163	10.9	25	8.4	138	11.5
2. 「選択肢1」以降、事業報告(案)(※監査のため監査役(監査委員会)に送付する事業報告)の作成の時まで	136	9.1	24	8.0	112	9.3
3. 「選択肢2」以降、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成の時まで	113	7.5	15	5.0	98	8.2
4. 「選択肢3」以降、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会決議の時まで	59	3.9	17	5.7	42	3.5
5. 「選択肢4」以降、株主総会招集通知の発送の時まで	27	1.8	5	1.7	22	1.8
6. 「選択肢5」以降、株主総会の開催日まで	19	1.3	2	0.7	17	1.4
7. 未定	958	64.0	209	69.9	749	62.5
8. その他	22	1.5	2	0.7	20	1.7
回答社数	1,497		299		1,198	

問20-2

問20-1で「8. その他」とご回答された方又は経営者の内部統制報告書（ドラフト）の作成時期に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 34件）

「作成の予定がある程度明確である」(18件)

- ・ 「決算発表前の事業報告作成時(監査役への提出時)に監査役として入手予定である」
- ・ 「決算発表のタイミングまでに社内で作成し、監査報告作成のタイミングまでに会計監査人の評価を入手する予定である」
- ・ 「会社法の監査報告の作成前に、取締役から確認する」

その他の回答:

- ・ 「いわゆる「時期のずれ」問題を極力解消しようとする、監査人に対して計算関係書類の提出とほぼ同時期に経営者の評価報告書(ドラフト)を提出することが求められると思われるが、初年度において、このような負荷の大きいスケジュールに実務対応出来るか懸念が残る」

問21 内部統制報告書の作成時期

経営者が「内部統制報告書」を作成する時期はいつですか。決まっていれば（あるいは、予定でも可）その時期を、決まっていなければ「7. 未定」をお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 決算発表の時まで	71	4.7	13	4.3	58	4.8
2. 「選択肢1」以降、事業報告(案)(※監査のため監査役(監査委員会)に送付する事業報告)の作成の時まで	86	5.7	20	6.7	66	5.5
3. 「選択肢2」以降、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成の時まで	74	4.9	16	5.4	58	4.8
4. 「選択肢3」以降、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会決議の時まで	122	8.1	26	8.7	96	8.0
5. 「選択肢4」以降、株主総会招集通知の発送の時まで	52	3.5	7	2.3	45	3.8
6. 「選択肢5」以降、株主総会の開催日まで	92	6.1	6	2.0	86	7.2
7. 未定	1,000	66.8	211	70.6	789	65.9
回答社数	1,497		299		1,198	

問22-1 監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成時点における「経営者」への確認  
 監査役（会）（監査委員会）監査報告を作成する時点で、監査役（会）（監査委員会）は、  
 経営者による内部統制の評価について、どのように確認を行う予定ですか(注)。あてはま  
 るものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、 <u>書面</u> で報告・説明を受ける予定	257	17.2	49	16.4	208	17.4
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、 <u>口頭</u> で報告・説明を受ける予定	238	15.9	55	18.4	183	15.3
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、経営者の評価状況について、 <u>書面及び口頭</u> で報告・説明を受ける予定	439	29.3	88	29.4	351	29.3
4. 確認を行う予定はない	10	0.7	4	1.3	6	0.5
5. 未定	547	36.5	102	34.1	445	37.1
6. その他	6	0.4	1	0.3	5	0.4
回答社数	1,497		299		1,198	

(注) 当協会が9月29日に公表した「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ&A」では、「監査役は、・・・監査役監査報告の作成時点において、取締役にも再度内部統制の評価状況を確認するとともに、監査人から再度財務報告内部統制監査の状況について報告・説明を受けることとなります。」(Q8(3))とある。

## 問22-2

問22-1で「6. その他」とご回答された方又は監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成時点における経営者への確認に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 17件）

「会議の場で確認する、報告を受ける、或いは受けることを検討している」(12件)

- ・ 「監査人・経営者・監査役、或いは担当部門の会議の場にて、口頭で報告を受け、必要に応じて書面でも貰う」
- ・ 「書面を受領し、質問事項等は面談等で取締役から確認する」
- ・ 「経営者の評価の状況については、準備段階から監査役は関与し、常時報告も受けている」

その他の回答:

- ・ 「監査役スタッフが内部監査業務も兼務しており、内部統制の評価に携わるので随時必要に応じて報告を受けることができる」

## 【9. 監査人の期末対応予定】

### 問23 監査人の内部統制監査報告書の作成時期

監査人が「内部統制監査報告書」を作成する時期はいつですか。決まっていれば（あるいは、予定でも可）その時期を、決まっていなければ「7. 未定」をお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 決算発表の時まで	31	2.1	4	1.3	27	2.3
2. 「選択肢1」以降、事業報告(案)(※監査のため監査役(監査委員会)に送付する事業報告)の作成の時まで	44	2.9	13	4.3	31	2.6
3. 「選択肢2」以降、監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成の時まで	88	5.9	21	7.0	67	5.6
4. 「選択肢3」以降、会社法関係書類(事業報告、計算関係書類等)の承認の取締役会決議の時まで	81	5.4	27	9.0	54	4.5
5. 「選択肢4」以降、株主総会招集通知の発送の時まで	58	3.9	7	2.3	51	4.3
6. 「選択肢5」以降、株主総会の開催日まで	159	10.6	16	5.4	143	11.9
7. 未定	1,036	69.2	211	70.6	825	68.9
回答社数	1,497		299		1,198	

問24-1 監査役(会)(監査委員会)監査報告の作成時点における「監査人」への確認  
 監査役(会)(監査委員会)監査報告を作成する時点で、監査人による内部統制の評価に  
 ついて、どのように確認を行う予定ですか(注)。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、 <u>書面</u> で報告・説明を受ける予定	175	11.7	47	15.7	128	10.7
2. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、 <u>口頭</u> で報告・説明を受ける予定	312	20.8	55	18.4	257	21.5
3. 監査役(会)(監査委員会)が監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について、 <u>書面及び口頭</u> で報告・説明を受ける予定	481	32.1	87	29.1	394	32.9
4. 確認を行う予定はない	1	0.1	1	0.3	0	0.0
5. 未定	520	34.7	109	36.5	411	34.3
6. その他	8	0.5	0	0.0	8	0.7
回答社数	1,497		299		1,198	

(注) 日本公認会計士協会「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」4.(9)には、監査人は、会社法監査の終了日までに、経営者の内部統制報告書のドラフトを入手した上で、内部統制監査の経過報告を書面又は口頭で経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に対して行う旨、記載されている。

## 問 2 4-2

問 24-1 で「6. その他」とご回答された方又は監査役（会）（監査委員会）監査報告の作成時点における監査人への確認に関し補足事項がある方は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 19 件）

「未定又は協議中」(6 件)

- ・ 「確認時期について、監査人とは未だ協議していないが、日本公認会計士協会の「実務上の取扱い」4.(9)に記載のとおり監査役会の監査報告を作成する時点で、監査人の内部統制監査の経過について書面で報告・説明を受けるべく、協議することを考えている」
- ・ 「監査人との最終確認は未了。監査人が書面提出しない場合には、口頭報告を書面に記録し、できれば監査人の確認印を得たいと考えている」

その他の回答：

- ・ 「監査人から内部統制監査報告の中間報告を受け確認する」
- ・ 「監査人からは、最終的には書面でも報告は受ける」
- ・ 「監査人の監査報告書は、ドラフト段階でも構わないと考えている」

### Ⅲ 監査人の監査報酬・監査時間

#### 【1. 監査契約の締結】

##### 問25 監査契約の締結状況

上場会社等においては、従来の会社法上の計算関係書類の監査（会社法監査）と金商法上の財務諸表等の監査（財務諸表監査）（注）に加えて、内部統制監査が加わるようになりました。

監査人との間で監査契約は締結しましたか。あてはまるものを一つお選びください。

（注）「四半期レビュー」を含みます。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 内部統制監査及び四半期レビューの双方に関する報酬額を含め、既に監査契約を締結した	1,198	80.0	229	76.6	969	80.9
2. 内部統制監査及び四半期レビューを含めた監査契約を仮契約として締結したが、報酬額については調整中	89	5.9	13	4.3	76	6.3
3. 決算期の関係などにより、内部統制監査及び四半期レビューを含めた監査契約をまだ締結していない	210	14.0	57	19.1	153	12.8
回答社数	1,497		299		1,198	

#### 【2. 監査人の監査報酬】

##### 問26-1 監査人の監査報酬の決定に至る状況

直近に締結した監査契約において、監査人の監査報酬はどのように決められましたか。あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 監査人が提示した当初の提示額から、「増額」した額で契約した	37	3.1	11	4.8	26	2.7
2. 監査人が提示した当初の提示額から、「減額」した額で契約した	889	74.2	154	67.2	735	75.9
3. 監査人が提示した当初提示額どおりに契約した	254	21.2	61	26.6	193	19.9
4. その他	18	1.5	3	1.3	15	1.5
回答社数	1,198		229		969	

## 問26-2 今年度の監査法人の監査報酬

直近の監査契約に基づく監査人の監査報酬額（予定を含む）について、あてはまるものを一つお選びください。（注1）、（注2）、（注3）

（注1）貴社の監査人である公認会計士又は監査法人に対し、貴社及び子会社が支払う監査報酬の合計額（連結ベースでの監査報酬額）についてご回答ください（監査業務以外の業務に係る報酬については含めないものとします）。

（注2）会社法監査報酬と金商法監査報酬の合計値をご回答ください。

（注3）複数の監査法人の共同監査を受けている場合には、それぞれの監査報酬額を合算してください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 800万円未満	2	0.2	2	0.9	0	0.0
2. 800万円以上～1,600万円未満	35	2.9	22	9.6	13	1.3
3. 1,600万円以上～2,400万円未満	152	12.7	64	27.9	88	9.1
4. 2,400万円以上～3,200万円未満	244	20.4	75	32.8	169	17.4
5. 3,200万円以上～4,000万円未満	187	15.6	27	11.8	160	16.5
6. 4,000万円以上～6,000万円未満	265	22.1	27	11.8	238	24.6
7. 6,000万円以上～8,000万円未満	106	8.8	6	2.6	100	10.3
8. 8,000万円以上～1億円未満	57	4.8	3	1.3	54	5.6
9. 1億円以上～1.5億円未満	56	4.7	2	0.9	54	5.6
10. 1.5億円以上～2億円未満	28	2.3	0	0.0	28	2.9
11. 2億円以上～3億円未満	21	1.8	0	0.0	21	2.2
12. 3億円以上～5億円未満	22	1.8	0	0.0	22	2.3
13. 5億円以上～10億円未満	9	0.8	0	0.0	9	0.9
14. 10億円以上～20億円未満	4	0.3	0	0.0	4	0.4
15. 20億円以上～30億円未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
16. 30億円以上～50億円未満	2	0.2	0	0.0	2	0.2
17. 50億円以上	1	0.1	0	0.0	1	0.1
18. その他	7	0.6	1	0.4	6	0.6
回答社数	1,198		229		969	

### 問26-3 今年度の監査報酬の増減

今年度の監査人の監査報酬額（直近の監査契約に基づく監査報酬額。予定を含む）は、前年度と比べてどうですか。あてはまるものを一つお選びください。（注1）、（注2）、（注3）、（注4）

（注1）貴社の監査人である公認会計士又は監査法人に対し、貴社及び子会社が支払う監査報酬の合計額（連結ベースでの監査報酬額）についてご回答ください（監査業務以外の業務に係る報酬については含めないものとします）。

（注2）会社法監査報酬と金商法監査報酬の合計値をご回答ください。

（注3）複数の監査法人の共同監査を受けている場合には、それぞれの監査報酬額を合算してください。

（注4）前年度において、監査実績に基づき報酬額の調整（追加の支払）を行った場合には、当該調整に基づく実績額で比較してください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 前年度より減少した	11	0.9	1	0.4	10	1.0
2. 前年比 0%～10%増	66	5.5	18	7.9	48	5.0
3. 前年比 11%～20%増	105	8.8	27	11.8	78	8.0
4. 前年比 21%～30%増	127	10.6	32	14.0	95	9.8
5. 前年比 31%～50%増	333	27.8	54	23.6	279	28.8
6. 前年比 51%～80%増	351	29.3	63	27.5	288	29.7
7. 前年比 81%～100%増	111	9.3	15	6.6	96	9.9
8. 前年比 101%増以上	77	6.4	15	6.6	62	6.4
9. その他	17	1.4	4	1.7	13	1.3
回答社数	1,198		229		969	

### 【3. 監査人の監査時間】

#### 問27-1 監査人の監査時間

直近の監査契約における監査時間について、あてはまるものをお選びください。（複数選択可）

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 「会社法監査」時間と「財務諸表監査」時間は、区分されている	308	25.7	64	27.9	244	25.2
2. 「四半期レビュー」に係る監査時間は、区分されている	833	69.5	148	64.6	685	70.7
3. 「内部統制監査」に係る監査時間は、区分されている	854	71.3	153	66.8	701	72.3
回答社数	1,198		229		969	

## 問 27-2 今年度の監査時間

直近の監査契約に基づく監査人の監査時間（予定を含む）について、あてはまるものを一つお選びください。（注1）、（注2）、（注3）

（注1）貴社の監査人である公認会計士又は監査法人が行う連結ベースでの監査時間の合計値をご回答ください（監査業務以外の業務に関するものについては、含めないものとします）。

（注2）会社法監査時間と金商法監査時間の合計値をご回答ください。

（注3）複数の監査法人の共同監査を受けている場合には、それぞれの監査時間を合算してください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 800 時間未満	37	3.1	20	8.7	17	1.8
2. 800 時間以上～1,600 時間未満	153	12.8	71	31.0	82	8.5
3. 1,600 時間以上～2,400 時間未満	294	24.5	73	31.9	221	22.8
4. 2,400 時間以上～3,200 時間未満	231	19.3	33	14.4	198	20.4
5. 3,200 時間以上～4,000 時間未満	136	11.4	9	3.9	127	13.1
6. 4,000 時間以上～6,000 時間未満	145	12.1	11	4.8	134	13.8
7. 6,000 時間以上～8,000 時間未満	62	5.2	2	0.9	60	6.2
8. 8,000 時間以上～1 万時間未満	39	3.3	0	0.0	39	4.0
9. 1 万時間以上～1.25 万時間未満	19	1.6	1	0.4	18	1.9
10. 1.25 万時間以上～1.5 万時間未満	10	0.8	0	0.0	10	1.0
11. 1.5 万時間以上～1.75 万時間未満	9	0.8	0	0.0	9	0.9
12. 1.75 万時間以上～2 万時間	9	0.8	0	0.0	9	0.9
13. 2 万時間以上	28	2.3	0	0.0	28	2.9
14. その他	26	2.2	9	3.9	17	1.8
回答社数	1,198		229		969	

### 問27-3 今年度の監査時間の増減

今年度の監査人の監査時間（直近の監査契約に基づく監査時間。予定を含む）は、前年度と比べてどうですか。あてはまるものを一つお選びください。（注1）、（注2）、（注3）

（注1）貴社の監査人である公認会計士又は監査法人が行う連結ベースでの監査時間の合計値をご回答ください（監査業務以外の業務に関するものについては、含めないものとします）。

（注2）会社法監査時間と金商法監査時間の合計値をご回答ください。

（注3）複数の監査法人の共同監査を受けている場合には、それぞれの監査時間を合算してください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 前年度より減少した	20	1.7	3	1.3	17	1.8
2. 前年比0%～10%増	101	8.4	33	14.4	68	7.0
3. 前年比11%～20%増	146	12.2	34	14.8	112	11.6
4. 前年比21%～30%増	180	15.0	34	14.8	146	15.1
5. 前年比31%～50%増	348	29.0	60	26.2	288	29.7
6. 前年比51%～80%増	260	21.7	36	15.7	224	23.1
7. 前年比81%～100%増	61	5.1	6	2.6	55	5.7
8. 前年比101%増以上	52	4.3	14	6.1	38	3.9
9. その他	30	2.5	9	3.9	21	2.2
回答社数	1,198		229		969	

#### IV 「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ & A」

問28-1 「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ & A」について  
 当協会は、本年9月29日、「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ & A」（以下、「Q & A」という）を公表しました（当協会ホームページ及び月刊監査役No. 548 別冊付録掲載）。この「Q & A」について、あてはまるものを一つお選びください。

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 大変参考になる	728	48.6	135	45.2	593	49.5
2. ある程度参考になる	640	42.8	133	44.5	507	42.3
3. 普通	112	7.5	27	9.0	85	7.1
4. あまり参考にならない	15	1.0	3	1.0	12	1.0
5. ほとんど参考にならない	2	0.1	1	0.3	1	0.1
回答社数	1,497		299		1,198	

## 問28-2 「Q&A」で参考になったもの

「Q&A」のうち、特に参考になった項目をお選びください。(複数回答可)

(注)「Q&A」の目次は以下のとおり。

はじめに： 金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制」における監査役職務と責任について

- Q 1. 会社法の内部統制システムの整備に関する取締役会決議において、金商法における財務報告内部統制の整備の基本方針は、別立ての項目とすべきですか？
- Q 2. 内部統制監査に関する監査人の監査報酬は、監査役・監査役会の同意対象ですか？
- Q 3. 財務報告内部統制の報告制度では、「監査役又は監査委員会の有する機能」が会社の統制環境の一つとされ、監査人の内部統制監査において考慮される事項となっています。これについてどう考えたらよいのでしょうか？
- Q 4. 監査人から、内部統制監査の過程で、監査役会の議事録の閲覧を要請されましたが、どう対応したらよいのでしょうか？
- Q 5. 監査役が財務報告内部統制の報告制度における取締役の職務執行を監査するに当たり、留意すべきことは何ですか？
- Q 6. 監査役は、財務報告内部統制の報告制度において監査人が行う内部統制監査に関して、会社法において行う必要がある監査役の会計監査との関係で、どのようなスタンスで臨む必要があるのでしょうか？
- Q 7. 適用初年度だけでは財務報告内部統制を完全に整備することはできない見込みですが、監査役としてはどのように対応すべきでしょうか？
- Q 8. 会社法の監査役監査報告と金商法の監査人の内部統制監査報告書の提出時期に差が生じることに對してどのように対応すべきでしょうか？
- Q 9. 財務報告内部統制の報告制度とともに導入された四半期報告制度と確認書制度については、どのように対応すべきでしょうか？

	全体		新興市場		その他市場	
	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)	回答数(社)	(%)
1. 「はじめに」	421	28.1	76	25.4	345	28.8
2. 「Q1」	369	24.6	85	28.4	284	23.7
3. 「Q2」	401	26.8	89	29.8	312	26.0
4. 「Q3」	657	43.9	125	41.8	532	44.4
5. 「Q4」	592	39.5	112	37.5	480	40.1
6. 「Q5」	845	56.4	162	54.2	683	57.0
7. 「Q6」	731	48.8	146	48.8	585	48.8
8. 「Q7」	659	44.0	144	48.2	515	43.0
9. 「Q8」	870	58.1	147	49.2	723	60.4
10. 「Q9」	459	30.7	92	30.8	367	30.6
回答社数	1,497		299		1,198	

### 問28-3 その他「Q&A」の内容について

「Q&A」の内容について、未だ疑問の残る点や、「Q&A」で採り上げた項目以外で疑問に感じている点や懸念事項等がある場合は、その内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 48件）

①「事例・チェックポイント・行動指針等を示してほしい」(12件)

- ・ 「実際の業務上のアクションについて、具体例を記載してほしい」
- ・ 「監査役としての監査チェックポイントを示してほしい」

②「法解釈を示してほしい」(3件)

③「ひな形・文例を示してほしい」(3件)

その他の回答：

- ・ 「「重要な欠陥」が存在する場合の対応に不安がある」
- ・ 「粉飾等特殊な事態を除いて財務報告の問題で会社が存続の危機に面した事例は記憶に無く、何故この様な過度の負担を企業に強いるのか理解できない」

## V その他

### 問29 金融危機の影響

本年9月中旬以降の金融危機表面化に伴い、本制度への準備対応を進める上で何か影響がありますか。あればその内容を具体的にご記入ください。

主な回答（自由記入回答総数 216件）

- |  |
|--|
| <p>①「人員・経費削減要請を受けた、或いは制度対応のコスト負担が増加している」(31件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「監査報酬等、内部統制制度にかかる費用や人員の負担が増し、経費の節減要請が生じたため、リソース確保と効率的な対応が課題となっている」</li><li>・「出張(応査等)の旅費削減、子会社への指導頻度の減少、人員削減により、スケジュール変更が生じた」</li></ul> <p>②「制度への疑問を感じている」(20件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「業績悪化への対応に注力する時期に、内部統制制度への負担が非常に大きく、制度への順守を優先しなければならないことに疑問を感じる」</li><li>・「内部統制制度が確立されていたといわれる米国企業や世界の金融機関が経営危機になったことから、内部統制制度の有効性を疑問視している」</li></ul> <p>③「リスク管理の必要性が生じた」(10件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「取引先与信対応、投資資産の棄損、納品先送り要請等の事態が発生している」</li><li>・「リスクの想定される範囲が拡大し、評価/見積に関するコントロールもクローズアップされつつある」</li></ul> <p>④「評価範囲の変更が生じた」(9件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「急激な円高と業績下方修正の影響により、重要性基準に変化が生じ、評価対象範囲の見直し(拡大)が必要になった」</li></ul> <p>⑤「進捗の遅れ、制度対応の中断が生じた」(8件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「金融危機等の対応のため、プロジェクトメンバーの業務が急増し、そのため本制度の対応が遅れがちになっている」</li></ul> <p>⑥「制度への期待を感じる」(4件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「会社経営については、急激に非常に厳しくなったことは事実だが、このような時期だからこそ、本制度を確固たるものとして築きあげ強固な制度にすることが重要」</li></ul> <p>⑦「制度対応の意識のトーンダウン、現場の意識の変化が生じている」(3件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「内部統制に対する現場の取組みに時間及び心理的な余裕がどう変化するか気掛かり」</li></ul> <p>その他の回答:</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「内部統制報告制度について、経済界、会計士協会で見直しを含め再検討すべきと思う」</li><li>・「大会社以外について、内部統制の完成時期を先延ばしにするなどの緩和措置を望む」</li></ul> |
|--|

以上